

仕 様 書

盛岡市産学官連携研究センターの空調について、老朽化のため、当該機器の入替えを実施するものである。

1 対象施設 盛岡市産学官連携研究センター（盛岡市上田四丁目3-5）

2 修繕期間 契約締結の翌日から令和6年10月31日まで
（施工希望期間 5月～6月 もしくは 9月～10月）

3 修繕内容

盛岡市産学官連携研究センターの空調設備のうち、GHP-4系統、GHP-6系統（別紙図面参照）の室外機、室内機（仕様等は下記を参照）を更新するものであり、配管・電気工事（既設流用可）・配管既存機器等の撤去処分・試運転調整費等を含むものとする。また、施工上必要な届出・手続き等がある場合には速やかに行い、それにかかる費用を含むとともに、修繕に係る労務費、諸経費（管理費、雑材消耗品、送料、産業廃棄物処理費等）を含め修繕を完了すること。

項目	既設機器 仕様能力	台数	既設機器型 版	更新機器 参考型番	備考
GHP-4 室外機 （寒冷地仕様）	冷房 56.0 k w 暖房 67.0 k w 送風機 0.45 k w × 2 使用燃料（L P G） 1.40 m ³ N/h（冷房） 1.54 m ³ N/h（暖房）	1	ダイキン工業 GYKP560MN	ダイキン工業 GXUVP560G	防雪フード 防振架台
GHP-4 室内機 （4方向天井 カセット形）	冷房 5.6 k w 暖房 6.3 k w 送風機 0.05 k w（D C モーター） 付属 標準パネル、リモ コン	9	ダイキン工業 FGXFP56MB	ダイキン工業 FGXFP56MM	2F 実験室 （208～209、211 ～217）
GHP-4 室内機 （4方向天井 カセット形）	冷房 9.0 k w 暖房 10.0 k w 送風機 0.05 k w（D C モーター） 付属 標準パネル、リモ コン	1	ダイキン工業 FGXFP90MB	ダイキン工業 FGXFP90MM	2F 実験室 （210）

GHP-6 室外機 (寒冷地仕様)	冷房 45.0 k w 暖房 53.0 k w 送風機 0.45 k w × 2 使用燃料 (L P G) 1.15 m ³ N/h (冷房) 1.24 m ³ N/h (暖房)	1	ダイキン工業 GYKP450MN	ダイキン工業 GXUVP450G	防雪フード 防振架台
GHP-6 室内機 (4方向天井カセット形)	冷房 5.6 k w 暖房 6.3 k w 送風機 0.05 k w (D C モーター) 付属 標準パネル、リモ コン	5	ダイキン工業 FGXFP56MB	ダイキン工業 FGXFP56MM	3F 実験室 (306~307, 309 ~310)
GHP-6 室内機 (4方向天井カセット形)	冷房 9.0 k w 暖房 10.0 k w 送風機 0.05 k w (D C モーター) 付属 標準パネル、リモ コン	1	ダイキン工業 FGXFP90MB	ダイキン工業 FGXFP90MM	3F 実験室 (308)

※全てガスヒートポンプエアコン（動力 200V）とする。

※参考型番はあくまで例示であり、当該施設を十分に冷却できる冷却能力を有する場合は同等品の設置を可能とする。

※室外機は屋上部分に設置されており、交換に当たってはクレーン車等での作業が必要と見込まれるので留意すること。

4 仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」による。

5 監理

(1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設入居者、施設利用者、施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者並びに施設管理者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

(2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。

- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 入札前に当該施設で保管している図面の確認や現場確認が必要な際には、施設担当者に連絡し、日程調整のうえ確認を行うこと。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けらるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。
(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者との協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

6 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

7 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定する。